

検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

先日、Topics of medic No. 2023-20で案内いたしました内容に、一部誤りがございましたので、訂正させていただきたく改めてご案内させていただきます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます

謹白

記

■訂正内容

(誤)

「保医発0428 第4号」 適用日 令和5年5月1日

| 検査項目名 | 実施料 | 判断料 | 診療報酬 点数表区分 | 備考 |
|---|------|------------|--------------------------------------|--|
| 免疫染色 (免疫抗体法)病理組織標本作製(HER2タンパク) (再度行う場合) | 690点 | 病理 130点 | 「N002」 免疫染色 (免疫抗体法)病理組織標本作製「3」 | (1)免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクについては、化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者について、過去に乳癌に係る「3」のHER2タンパクの免疫染色を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応の判定を補助する目的で薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2が低発現であることを確認し抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するためにHER2タンパクの免疫染色を再度行う場合に限る。当面の間、別に1回まで算定できる。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ～ (略) ～ |

※ 該当項目：「4386」乳癌HER2/neuタンパク

(正)

「保医発0428 第4号」 適用日 令和5年5月1日

| 検査項目名 | 実施料 | 判断料 | 診療報酬 点数表区分 | 備考 |
|---|------|------------|--------------------------------------|--|
| 免疫染色 (免疫抗体法)病理組織標本作製(HER2タンパク) (再度行う場合) | 690点 | 病理 130点 | 「N002」 免疫染色 (免疫抗体法)病理組織標本作製「3」 | (1)免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクについては、化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者について、過去に乳癌に係る「3」のHER2タンパクの免疫染色を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応の判定を補助する目的で薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2が低発現であることを確認し抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するためにHER2タンパクの免疫染色を再度行う場合に限る。当面の間、別に1回まで算定できる。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ～ (略) ～ |

※ 現時点では、検査を受託することができません。現在、受託準備中です。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。